

犬・猫の飼養を 希望される方へ

～譲渡事業のご案内～

動物愛護ふれあいセンターから犬や猫を家族として迎えてみませんか？

さいたま市動物愛護ふれあいセンターには、
「迷子となっていたが飼い主が現れない」、
「どうしても飼えなくなった」、
「心ない飼い主に捨てられていた」、
といった理由で犬猫が収容されています。



当センターでは、このような犬・猫の命を少しでも救うために、性格や健康状態を診断し、一定の育成期間を経て市民の方にお譲りしています。

譲渡対象動物は、みな、一度その命を否定された動物たちです。

しかし、これから新しい飼い主さんと生活を共にするのに、申し分ない性格や健康状態のものがほとんどです。ですから、この動物たちがたどってきた不幸を再び繰り返さないために、今度こそ、その命が尽きるまで、愛情と責任を持って飼養してくださる市民の方にお譲りしたいと考えております。

これから過ごす数年～十数年が、犬猫にとっても、飼い主にとっても、地域の方にとっても快適で幸せに満ちたものとなるよう、譲渡にあたっては条件を設けていますので、どうかご理解をお願いします。

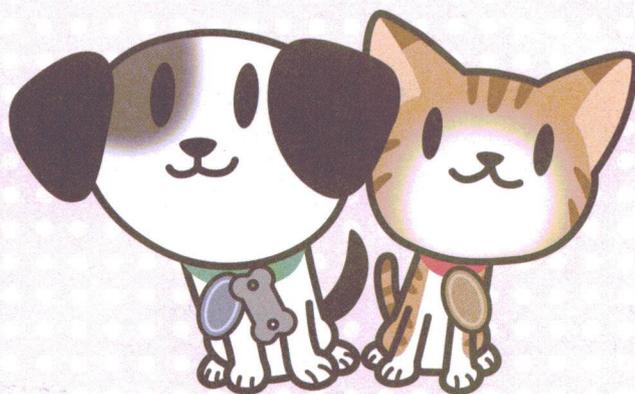
犬猫をお譲りする条件

犬・猫の共通条件



飼養する人に関すること

- 申請者(主に飼養する人)は、**市内在住**の20歳以上～**概ね65歳以下**であること。
- 同居家族全員の同意**を得ていること。
- センターで開催する**譲渡前講習会**が受講できること。
- 飼い主の不慮の事故等の場合に長期の世話を引き受けるほか、飼い主が終生飼養できなくなった場合には、代わりに新しい飼い主となっただけの方「**飼養引受人**」(家族、親戚等)がおり、同意の旨の署名が得られること。



⚠ 注意

動物を生涯に渡り飼養し、その最期を看取っていただきたいため、「申請者」あるいは「飼養引受人」の年齢が65歳をこえる場合は譲渡をお断り、あるいは希望動物の変更をさせていただきます場合があります。

飼養管理に関すること

- 成犬、成猫は早期に、子犬、子猫は生後1年までをめぐりに**不妊・去勢手術**を施すこと。
- 十分な世話、しつけ、健康管理等を行い**終生、適正飼養**できること。
- 動物の生涯にわたり、飼養に必要な費用を負担できること。
- 動物愛護ふれあいセンターが求める飼養管理方法の指示に従うこと。



飼養場所に関すること

- 動物の飼養が禁止されていないこと。
(集合住宅や賃貸住宅の場合は、犬猫の飼養が認められていることが証明できる書類等を提出していただきます。)
- 安全で快適な飼養場所を確保できること。



ルールとマナーに関すること

- 逃走、放し飼い、鳴き声、糞尿、毛、臭気等で人に危害や迷惑を及ぼさないこと。



犬の場合



- 登録と年一回の狂犬病予防注射を実施すること。
- 首輪等に鑑札と注射済票を着けること。
- 近隣から鳴き声などの苦情があった場合には、適切なしつけや環境整備を行うなど、解決に向けて積極的に対応すること。

猫の場合



- 自宅で**完全に室内飼養**ができること。
- 首輪と迷子札やマイクロチップ等により所有者明示をすること。



最後まで面倒をみて

ほしいんだ。
犬の平均寿命は
12～20年くらい、
猫は15～20年くらいだよ。
医療費の負担や介護が
必要になることもあるからね。

飼い主さんだけでなく、
共に愛情を注ぎお世話して
くれる方の協力も大切だね。
だから「**飼養引受人**」が
必要なんだ。

不妊手術・去勢手術

を必ず受けさせてね。
望まない繁殖を防ぐだけでなく、
生殖器の病気も防げるし、
問題行動やストレス軽減の
効果があると言われているよ。

ルールとマナーを守ってね。

飼い主さんが気を配って
くれないと、ボクたちはご近所の
嫌われ者になっちゃうよ。



ボクたち**猫**は
完全室内飼いをしてね。
お外は危険がいっぱい。
迷子、交通事故、感染症で
命を落とす子も多いんだ。

「愛情はたっぷりと責任はしっかりと」

そうすれば犬猫は私たち人間の素敵な家族、パートナーとなってくれるでしょう。
市民のみなさまのお申込みをお待ちしています。

譲渡までの流れ

譲渡前講習会の申込み

譲渡条件を確認し同意していただけた方は、右のハガキにて譲渡前講習会の参加をお申し込みください。
(センターにハガキが届いた時点で、飼養環境等についてお電話にて確認させていただく場合があります)

譲渡前講習会開催通知

センターから「開催日の通知」及び「提出書類」等を送付いたします。

譲渡前講習会を受講

講習会では、「関連法令」「飼い主の責任」「病気の知識」「しつけ方」などについてお話しします。できるだけご家族も一緒に受講して下さい。

審査

譲渡前講習会時に、提出いただいた書類等を基に譲渡可否の審査を行います。

譲渡会開催通知

後日、譲渡動物がそろった段階で譲渡会参加の通知をいたします。

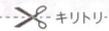
譲渡

譲渡希望動物は譲渡会時にいる動物の中からお選びいただけます。

譲渡後調査

飼養状況の調査に協力してください。

譲渡後は、ぜひ、犬のしつけ方教室、ねこの飼い方教室にご参加ください。



犬または猫の譲渡前講習会参加申込書

平成 年 月 日

【申請者(主に世話をする方)】

郵便番号

住所

ふりがな
氏名

年齢

電話番号 ()

[携帯等

]

下記のとおり、譲渡前講習会への参加を申し込みます。

| | | |
|----------------|------------------|------------------------------------|
| 希望する動物の種類 | 犬(成犬・子犬)(大・中・小型) | 猫(成猫・子猫) |
| 譲渡を希望する理由 | | |
| 飼養場所 | 所在地 | 住所と同じ・その他() |
| | 住居 | 一戸建て(自家・借家)・集合住宅(アパート・マンション)その他() |
| | 飼養方法 | 屋内・屋外 現在飼育中の動物 |
| 家族構成(氏名・年齢・続柄) | | |
| 飼養引受人 | 氏名 | 年齢()続柄等() |
| 同居家族全員の同意 | あり・なし | 飼養引受人の同意 あり・なし |
| 譲渡条件を確認しましたか? | はい・いいえ | |

譲渡事業についてのお問い合わせ・連絡先

さいたま市動物愛護ふれあいセンター

〒338-0812 さいたま市桜区神田950-1

TEL:048-840-4150 FAX:048-840-4159

ホームページ（「さいたま市動物愛護ふれあいセンター」で検索して下さい）

交通案内

浦和駅西口バス乗り場より
「大久保浄水場行」または「桜区役所行」バスで30分
「桜区役所」バス停下車→徒歩6分（鴨川沿いに北西へ500m）

休館日

月曜日、祝日、年末年始
月曜日が祝日の時は
翌日火曜日も休館



お問い合わせは 火曜～土曜8時30分～17時15分
（犬や猫などとのふれあいは 火曜～日曜9時30分～12時、13時～16時）
当センターのふれあい動物舎にて、譲渡会に出る予定の犬・猫の一部を見学することができます。
犬舎や猫舎に動物がいても、譲渡できる動物ではない場合もありますので、担当職員にお尋ね下さい。

郵便はがき

52
円切手を
貼って下さい

3 3 8 0 8 1 2

さいたま市桜区神田950-1

さいたま市動物愛護ふれあいセンター 行

通信欄

～ご希望・ご質問などありましたらご記入ください～

～お申し込みいただくにあたっての注意事項～

譲渡された動物の適正な飼養と、市内における模範的な飼い主の育成という譲渡事業の目的達成を図るため、当センターでは譲渡の受付にあたり、センターで定めた条件に基づいて審査を行っており、場合によっては譲渡をお断りすることがあります。

また、条件を満たす方でも、希望内容や収容状況によっては、実際にお譲りするまでに、長期間かかることもありますので、あらかじめご了承ください。

譲渡にあたっては譲渡前講習会の受講と、譲渡条件に同意する旨の誓約書等を提出していただきます。

譲渡は無料ですが、譲渡後に登録・予防注射や不妊去勢手術費がかかります。

飼養適性を重視して犬猫を選抜・育成していますが、譲渡後に疾病や問題行動が発現する場合があります。

犬または猫の譲渡前講習会参加申込書

平成 年 月 日

【申請者（主に世話をする方）】

郵便番号

住所

氏名

年齢

電話番号

()

[携帯等

]

下記のとおり、譲渡前講習会への参加を申し込みます。

| | | | | |
|--------------------|------------------|--|----------|--------|
| 希望する動物の種類 | 犬（成犬・子犬）（大・中・小型） | | 猫（成猫・子猫） | |
| 譲渡を希望する理由 | | | | |
| 飼養場所 | 所在地 | 住所と同じ・ その他 | | |
| | 住居 | 一戸建て（自家・借家）・集合住宅（アパート・マンション） その他（) | | |
| | 飼養方法 | 屋内・屋外 | 現在飼養中の動物 | |
| 家族構成（氏名・ 年齢・続柄） | | | | |
| 飼養引受人 | 氏名 | 年齢（) | | 続柄等（) |
| 同居家族全員の同意 | あり・なし | 飼養引受人の同意 | あり・なし | |
| 譲渡条件を確認しましたか？ | はい・いいえ | | | |

宛先 〒338-0812 さいたま市桜区神田 950-1 動物愛護ふれあいセンター

FAX 番号 048-840-4159

（電話番号 048-840-4150）